

補助金を受けるうえでの注意事項

空き家解体補助金を受けるうえで以下の点にご注意ください。

これらを遵守いただけない場合は、補助金交付決定の取り消しまたは補助金の返還をしていただく場合があります。

■ 工事中の注意点

- ① 法令を遵守した工事であること
- ② 工事を中止し、解体を取り止めた場合は、速やかに市役所へ報告する
- ③ 当初申請していた工事費用より増減する場合は、速やかに市役所へ報告する
- ④ 工事完了報告届の提出が当初申請した工事完了予定日を過ぎないようにしてください

■ 補助金受け取り後の注意点

- ① 解体後に更地となった土地について、補助金を受け取った日から5年間は「売買・貸し借り・建築物の設置・その他営利目的の活動」ができない

※ただし「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」に基づき土地所有権を国庫に帰属させることは可能

■ その他

- ① 補助金を事業目的以外に使用しない
- ② 提出書類の記載事項に偽りが無いこと
- ③ その他不正の行為があったとき

その他、分からないことや疑問点がある場合は、長門市役所建築住宅課へお問い合わせください

長門市役所 建築住宅課 TEL 0837-23-1186